

自主的避難等対象区域（いわき市）で牛乳・乳製品を中心とする飲食料品の配達販売業を営んでいたが平成28年2月に廃業した会社に係る営業損害（逸失利益）及び廃業損害について、取引先の多くが避難指示区域内にあったために大幅な売上減少が継続していたこと等を考慮して、平成26年7月分から平成28年2月分までの逸失利益（影響割合を平成26年7月分から平成27年5月分は3割、同年6月分から平成28年2月分は2割とする。）が賠償されるとともに、原発事故前からの債務超過があったものの上記売上減少を考慮すると原発事故と廃業との因果関係は否定できないとして、廃業損害（営業利益の約1年半分）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	ア	営業損害（逸失利益） （自 平成26年7月1日 至 平成28年2月9日）
	イ	廃業に伴う損害
	ウ	本件和解仲介に関する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項の損害（前項記載の期間に限る。）についての和解金として、合計金1205万1284円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア	営業損害（逸失利益）	670万0276円
イ	廃業に伴う損害	500万0000円
ウ	弁護士費用	35万1008円

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対

して別途請求しない。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年12月21日

（仲介委員 高井章光）